原判決を取消す。 被控訴人の申立を棄却する。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

控訴人は主文同旨の判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

第二 当事者の主張、立証

当事者双方の主張、立証は、次のとおり附加するほかは原判決の事実摘示と同一であるので、これを引用する。

一 控訴人の附加する主張

原判決は、特許請求の範囲の記載を素直に解釈するならば、本件発明は、サーミスタとこれに縦続された抵抗回路網から構成され、三温度点と一温度点におけるサーミスタの抜抗値と合成抵抗値が第一関係式および第二関係式を満足することを要件とするサーミスタ抵抗装置と理解せざるを得ない旨判示した。しかし、本件発明は、サーミスタ抵抗装置の互換性の実現を課題とするものであり、特許請求の範囲に記載された二個の不等式は、三温度点における各装置に共通の合成抵抗値の選定範囲を示すものであり、このように合成抵抗値を共通ならしめることによつて互換性が獲得される。原判決は、このような本件発明の課題を全く看過し、二個の不等式による数値的限定という構成のもつ機能を無視した点において明らかに判断を誤ったものである。

二 被控訴人の附加する主張

- (一) 控訴人が本件発明の課題と主張するサーミスタ抵抗装置の互換性の実現のための要件は、本件特許請求の範囲のなかにはどこにも開示されていない。かりに、控訴人が本件発明の課題と主張するものが控訴人の本件発明に関する意図であり、それが発明の詳細なる説明に記載されていたとしても、その記載によって発明の技術的範囲を認定することは、特許請求の範囲の記載の解釈の限度をこえらいの要件を附加することとなり許されない。また、かりに、控訴人が主張らるというに、特性偏差のある複数のサーミスタに対応する。とおけると表表では、特性偏差のある複数のサーミスタに対応する。それがの明はどと神経の大きにおいて本件発明を選定するが、といることに帰結する。それが、そうに、といるとは、といるとは、大きない、とうかを判定するとができないこととなる。元来、装置(物)にないさないである任意の一個のサーミスタ抵抗装置をとなる。元来、装置(なければならない、とうかを判定することができないことなる。元来、装置(なければならないきらかを判定することができないて構成要件が確定していたないきものがあるが変物について特許の構成要件を満足するか否がを判断しらいるその対象が複数(一群)のサーミスタとするのは、明らかに矛盾である。
- (二) 特性偏差のあるサーミスタに対して共有せしめ得る一定の合成抵抗値の選択は、第一、第二関係式を用いなくても可能であり、現に、被控訴人は、第一、第二関係式を用いずにそれを実現しているのであるが、第一、第二関係式を用いずにとれる実現した合成抵抗値を採つて製作したサーミスタ抵抗装置といえども、そのいずれもが結果的には第一、第二関係式を満足する。何故ならば、任意のサーミスタに抵抗回路網を縦続しさえすれば、いかなる場合でも常に第一、第二関係式を満足するのであるから、第一、第二関係式の充足ということは、サーミスタ抵抗装置に常に存在する一般的条件であるからである。とするならば、第一、第二関係式は、本件特許明細書の詳細な説明中に記載されている合成抵抗値の選択方法を実施する場合には意味のある関係式であるとしても、製作されたサーミスタ抵抗装置の構成要件としては全く意味のないものというべきである。

三 証拠(省略)

理 由

一 申請の理由一項の事実、同二項のうち被控訴人がその主張の日時特許庁に対し

本件特許を無効とする旨の審判の申立をし、これに対し特許庁は本件特許を無効とする旨の審決をした事実、同三項のうち控訴人が被控訴人主張の日時東京高等裁判所にこの審決の取消の訴を提起したことは、いずれも当事者間に争いがない。 こ そこで、本件特許についてなされたこの無効審決が取消されるべき違法を有するか否かについて検討する。

(一) 成立に争いのない疏甲第二号証によれば、審決は本件特許について、以下の理由によつてこれを無効としたものと認められる。

本件発明と米国雑誌「Transactions of The Americ an Institute of Electrical Engineers 731954 · Part 1 Communication Volume Electronics」三九六ページより四〇〇ページまで(以下「引用 例」という。)の記載とを対比すると、本件発明はサーミスタとこれに接続された 抵抗回路網とよりなる点において引用例のものと一致するが、三温度点において第 -、第二関係式が満たされるように合成抵抗値が選定せられていることを要旨とし ている点において、引用例のものに対して一応の差異が認められる。しかし、これ らの差異は単なる表現形式上の差異にとどまり、実質的な差異はない。これを敷衍すれば、本件発明によってあるサーミスタの温度特性の補償(整形)が可能な場合 には引用例のものにおいてもそれが可能であり、引用例のものにおいて整形(補 償)が不可能な場合には、本件発明においてもまた不可能である。また、引用例に おいて一個一個のサーミスタについて整形(補償)が可能であれば、その結果として一群のサーミスタについてもそれが可能なことは明らかであり、他方、本件発明において一群のサーミスタを対象とするとしても、回路設計の実際に当つては、温度特性の異なるサーミスタについてはやはり各抵抗値の異なる補償回路を使用せざるを得ないことは明られては、 るを得ないことは明らかであり、また、本件特許明細書においても一個のサーミス タを対象として理論的解析がなされているのであるから、この点に関しても本件発明と引用例のものとの間に差異を認めることはできない。以上のとおりであるか ら、本件発明は旧特許法第一条の発明を構成せず、その特許は旧特許法第一条の規 定に違反して与えられたものである。

(二) これに対して、控訴人は、本件発明はサーミスタ抵抗装置の互換性の実現を課題とし、サーミスタ抵抗装置の合成抵抗が三温度点において、他の装置と同一の値になること(以下これを便宜上「三個の合成抵抗値の定数性」という。)を要件とするものであるにかかわらず、審決はこれを看過して引用例と比較対照した違法がある旨主張する。そこで、以下この点について考察する。

該サーミスタ特性に若干の偏差ある場合にも該偏差に対応する該回路網2の適当な構成により所定の合成特性が保たれているサーミスタ抵抗装置に係り、その目的とするところは従来のサーミスタに通有な重大欠点たりし非互換性を完全に解消し」(公報四ページ右欄三一行より末行まで)と記戴されていることが認められる。これらの記載によれば、本件発明が控訴人主張のごとく互換性あるサーミスタ抵

抗装置を得ることを課題とし、三個の合成抵抗値の定数性すなわち、サーミスタ抵抗装置の合成抵抗値が三温度点において他の一群のサーミスタ抵抗装置のそれと同一であることをその構成要件としていることは明らかである。

被控訴人は、特許請求の範囲における前記記載が単に他の要件を具備したことによる結果を記載したもので独自の構成要件を記載したものではない旨主張する。定数性を得ることがその効果であるとみられることは、前記本件発明においるの効果であるととが特許請求の範囲に記載されて三個の合成抵抗値の記載より明らかなところであるが、このことが特許請求の範囲に記載されていることが特許請求の範囲に記載されている。したがの記したが記載によって発明の構成を機能的に限定したものと解するのが相当である。したが記載によっずぎ発明の構成を機能的に限定したものと解するをはいるとはできない。とこのような限定を無視し、本件発明の前記載をもつて、単さるとのものであり、に本をととない。そして、一群のうちの個々のものを対象としても互換性あるものをいうのように一群のうちの個々のの個々のものと解するとした場合でも、発明の対象はあくまでもその個々のものであり、そした場合でも、発明の対象はあるようにおいて共通の合成抵抗値をもつをのの性質、機能が他の一群のものとの比較において共通の合成抵抗値をもつをあるよう限定されるにすぎない。したがつて、本件発明が複数のサーミスタを一単位として対象としていると解するのは当らない。

2 そこで進んで、本件発明と引用例とはその技術内容を同じくするものかどうかについて考察する。

そこで、これらの記載内容に基つざ本件発明と引用例の技術内容を比較対照して みると、本件発明はサーミスタ抵抗装置に関し一群のサーミスタ抵抗装置に共通な 合成抵抗値の選定を内容とするものであるに対し、引用例はサーミスタに関し所望 の合成特性を得るために附加すべき固定抵抗値の選定を内容とするものであり、ま たその選定の方法も、本件発明においては第一、第二関係式の満足を計るという方 法であるのに対して、引用例においては専ら幾何学的作図の方法によるものであつ て、これらを比較すれば、両者はその技術内容において相違があり、同一のもので はないと認めるのが相当である。

被控訴人は、サーミスタに抵抗回路網を縦続してなるサーミスタ抵抗装置においては常に第一、第二関係式が満足される旨主張し、控訴人もこの事実は認め方法とろである。したがつて、引用例においてもサーミスタに幾何学的作図など抵抗値をもつ抵抗回路網を縦続した場合、サーミスタの抵抗値との抵抗値をもつ抵抗回路網を縦続した場合、サーミスタの抵抗値との抵抗値を第二関係式が成立することは当然である。その限度いて選定された抵抗値を第二関係式が成立することは当然であるといえな匿にといては、本件発明と引用例のもとは実質的には、一群のサーミスタ抵抗装りにはおいては、本件発明とその技術内容を異にするものといわぎるを得ない。この点に関いて本件発明とその技術内容を異にするものといわぎるを得ない。が記載といて本件発明において一個のサーミスタについて整形(補償)が明られると下であるというだけであった。は前間にそのようなことが記載されていると認めることはできない。また、個々に対しているというに抵抗しているというなことが記載されていると認めることはできない。また、個人に対して、第二段に対してはいるというには、大きに対して、大きに対していると記めることにあるというに対していると記めることに対していると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されていると記述されている。

のサーミスタについて一個一個個々的に引用例に記載された方法で整形可能の有無を検討し、その結果整形可能なものだけを集めて一群とするということは産業上役立ちうる手段方法であるとは考えられないから、引用例の記載から一個一個のサーミスタについて整形可能なものを選定し、それらを集めて一群とするという思想が示唆されていると認めることもできない。なお、成立に争いのない疏甲第四号証

(【A】作成の鑑定書)には、本件特許は引用例により無効とされるべきものである旨記載されている。しかし、その理由とするところは、本件発明の第一、第二関係式はサーミスタに抵抗回路網を接続したときに当然成立つ関係式であつて各抵抗素子が正である条件以外の何物でもないからというにすぎない。しかしながら、それだけの理由によつては、引用例記載の技術内容が本件発明のそれと同一もしくはそれを示唆するものといえないことは前に説示するとおりであるから、前記疏甲第四号証によつても、当裁判所の前記判断をくつがえすことはできない。

3 ところで、前記疏乙第五号証によれば、本件特許公報には、本件発明の出願当時サーミスタを±1%以内の偏差に抑えて安価に量産を行うことは不可能であった旨(公報ーページ左欄七行から九行まで)、ある合成特性を示すよって同一の出版告に対しわずか一%以内において異なる特性の他のサーミスタによって同一の名で、特性を得べく補償抵抗の選定にいかに努力しても遂に徒労に終る旨(公報四ページ左欄下から八行から右欄一行まで)、本件発明の出願当時互換性ある中での出版当時互換性ある右欄一行まで)、本件発明の出願当時互換性ある右欄である右欄でから右欄でから右欄でから右欄でから右欄でから右欄でから右欄である。これらの記載よれて他の一群の中においてはサーミスタ抵抗装置の合成抵抗値が三温度点において他の一世が表して、引用例には前記認定のとおりて困難とされていないのであるから、引用例には前記認定のとおりてものと認められる。そして、引用例には前記認定のとおりてものと記められる。そして、引用例には前記認定のとおりてものと記められる。そして、引用例には前記認定のとおりてものと記められる。そして、引用例には前記認定のとおりであるから、引用例の記載から本件発明が容易にものと解することもできない。

(三) してみれば、審決は控訴人主張のごとく本件発明の課題を誤認し、引用例記載の技術内容の認定を誤り、ひいては本件発明と引用例との比較対照を誤つた違法があり、当庁に現に係ぞくするこの審決取消訴訟において取消を免れたいものと考えられる。そして、このような場合には、本件特許につき無効審決がなされたことをもつて本件仮処分命令を取消すに足りる事情変更があつたものということはできない。

三 以上の次第であるから、被控訴人の本件仮処分命令取消の申立は失当として棄却すべきところ、原判決はこれと結論を異にするのでこれを取消し、被控訴人の申立を棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法弟九六条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 古関敏正 宇野栄一郎 舟本信光)